

香川県直島環境センター規則を廃止する規則をここに公布する。
平成29年 8 月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第49号

香川県直島環境センター規則を廃止する規則
香川県直島環境センター規則（平成15年香川県規則第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。
（香川県物品調達規則の一部改正）
- 2 香川県物品調達規則（昭和34年香川県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 略</p> <p>（1）～（3） 略 （4） 各部局 香川県会計規則第2条第1号に規定する課並びに同条第2号に規定する所のうち知事部局及び教育委員会のもの（小豆郡又は県外に所在するものを除く。）</p>	<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （4） 各部局 香川県会計規則第2条第1号に規定する課並びに同条第2号に規定する所のうち知事部局及び教育委員会のもの（小豆郡、<u>香川郡直島町</u>又は県外に所在するものを除く。）</p>

（香川県行政組織規則の一部改正）

- 3 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（分掌事務） 第3条～第5条 略</p> <p>第6条 略 環境政策課～みどり保全課 略 廃棄物対策課 （1）～（9） 略</p>	<p>（分掌事務） 第3条～第5条 略</p> <p>第6条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 環境政策課～みどり保全課 略 廃棄物対策課 （1）～（9） 略 <u>（10） 直島環境センターに関すること。</u></p>

(10) 略	(11) 略
--------	--------

(香川県会計規則の一部改正)

- 4 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 所の名称 1 知事部局の所 (1)～(11) 略 <u>(12)～(43)</u> 略 2・3 略	別表第1（第2条関係） 所の名称 1 知事部局の所 (1)～(11) 略 <u>(12) 直島環境センター</u> <u>(13)～(44)</u> 略 2・3 略

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

- 5 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																											
別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">出先機関名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">第1順位</th> <th style="width: 30%;">第2順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境 森林 部</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県西部林業事 務所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関名	代決者		第1順位	第2順位	略			環境 森林 部	略	略		香川県西部林業事 務所	略	略			備考 略			別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">出先機関名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">第1順位</th> <th style="width: 30%;">第2順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境 森林 部</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県西部林業事 務所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>香川県直島環境セ ンター</u></td> <td><u>次長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関名	代決者		第1順位	第2順位	略			環境 森林 部	略	略		香川県西部林業事 務所	略		<u>香川県直島環境セ ンター</u>	<u>次長</u>	略			備考 略		
出先機関名		代決者																																										
	第1順位	第2順位																																										
略																																												
環境 森林 部	略	略																																										
	香川県西部林業事 務所	略																																										
略																																												
備考 略																																												
出先機関名	代決者																																											
	第1順位	第2順位																																										
略																																												
環境 森林 部	略	略																																										
	香川県西部林業事 務所	略																																										
	<u>香川県直島環境セ ンター</u>	<u>次長</u>																																										
略																																												
備考 略																																												

(庁舎管理規則の一部改正)

6 庁舎管理規則（昭和46年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
出先機関等	庁舎管理者	出先機関等	庁舎管理者
1～8 略		1～8 略	
<u>9～28</u> 略		<u>9</u> 香川県直島環境センター	香川県直島環境センター所長
		<u>10～29</u> 略	